

譲渡契約書

本日（ 年 月 日） 私、NPO 法人 猫の味方ネットワーク
住所（埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 5276 番地 1）は、（生後 ヶ月・年）の
譲渡猫（ 匹）、性別（ オス ・ メス ）、種類（ ）を、
氏名（ 様）
住所（ ）
に譲渡しました。

つきましては、本日より下記の約束を譲渡猫の生涯にわたり守り、愛情と責任をもって、生涯家族の一員として可愛がっていただきたく存じます。

本日より（ ヶ月）の間（状況により変動）は「飼い主適性試験期間」となります。

1. やむなき事情で譲渡猫の飼育が困難になった場合、遺棄または、保健所に持ち込むことなく、すみやかに当団体へ連絡すること。飼育ができなくなった時点から所有権は当団体が優先となります。
2. 個人の判断で勝手に他人に譲渡しないこと。
3. 完全室内飼いで、むやみに屋外やベランダ等に出さないこと。事故防止ならびに、近隣に迷惑をおよぼさないため、東京都環境省 中央環境審議会が定める飼育基準に準ずる。
4. 過失により逃がしてしまった場合、その責任を問われることがあります。譲渡猫が新しい環境に慣れるまでは、万全な注意を払いむやみに外へ出すまたは、逃がしてしまわないよう適切な配慮を行うこと。
5. 飼い猫の繁殖制限は飼い主の義務です。（「動物の愛護及び管理に関する法律」第七条・第三十七条）産まれる生命の生涯に責任を持たないのならば安易に繁殖させることなく、飼い主の責任において不妊・去勢手術を行うこと。万一産まれた場合はその生涯に責任を持って飼育し基本的に不妊・去勢手術を施すこととする。
6. ワクチン接種や不妊手術等に関して証明書の提出を求める場合があります。当団体から提出の要望を受けた時はそれに従うこと。
7. 本日より当団体が指定する期間は、新しい飼い主としてふさわしいか、譲渡猫が新しい環境に適するかを見させて頂く「飼い主適正試験期間」となります。

この適正試験期間の間の譲渡猫の所有権は当団体にあります。従って、本日は『仮譲渡』となり、適正試験期間内は『仮譲渡（借り受け）期間』となります。適正試験期間終了時に最終審査を行い、問題があった場合は、譲渡不成立となります。また、飼い主適正試験期間の間、適正な飼育が行われていないと当団体が判断した場合は期間終了を待たずに、すみやかに譲渡猫を当団体へ返還すること。

- 8.最終審査の結果、問題がなければ、この時点で正式譲渡となります。尚、「飼い主適正試験期間」の間に発生した事故について、当団体では一切責任を負わないものとする。
- 9.当団体は金銭の要求には応じません。飼い主は自己責任で事故の防止に努めてください。また、期間中のワクチン接種や病気、怪我の医療処置が必要な場合は飼い主の責務として責任を持って対処すること。
- 10.期間中の万一の死亡時には、獣医師の死亡診断書を提出し、あきらかにその死因が飼い主に起因する不審点がある時、また、「飼い主適正試験期間」中に生殖行為を行わせた場合も、所有権の侵害として損害賠償請求に応じて頂き、その責任を問われることになります。
- 11.正式譲渡後の1週間後、1ヶ月後、3ヶ月後、6ヶ月後、1年後に写真を撮り、飼育状況を添えて当団体までご報告ください。ご報告がない場合、契約不履行として譲渡猫の返還を求め、当団体への引き渡しに応じて頂きます。
- 12.以上を初め、譲渡契約の違反や、飼い主として不適格と判断した場合、また信頼関係が著しく損なわれた場合、当団体は猫の返還を求めることがあります。飼い主はその求めに速やかに応じ譲渡猫を返還すること。
- 13.虐待や不正目的（実験動物取扱業者や三味線のための皮革業者等）での譲渡猫の受け渡しが発覚した場合、詐欺として法的措置を講じます。虐待や放置虐待（給餌、給水を停止し衰弱させる等）があった場合は、『動物の愛護及び管理に関する法律』第二十七条違反として法的対処を行います。これには期間の限定を定めませんものとする。

家族全員が以上の契約内容を承諾し、上記以外にも譲渡猫の幸福と健康を第一に考え、飼い主としての責任をもち、家族の一員として心をくばり、この約束事を守っていくことを誓います。

*家族全員の同意・了解なき場合は、譲渡契約は不成立もしくは無効となります

契約者記名押印欄

日 付	年 月 日 ()
契約者	住所 〒 氏名 電話番号 印
世帯主・責任者	氏名 *世帯主と契約者が異なる場合に明記

以上、契約書2通を作成、1通ずつを双方の控えとし大切に保管すること。

*契約内容や約束内容が守られず紛争に至った際、本件に関する紛争は埼玉地方裁判所若しくは埼玉簡易裁判所を第一審合意管轄と定めるものとする。

野良猫が増えないように活動するボランティア団体

NPO法人 猫の味方ネットワーク

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 5276-1

(代表)0494-79-0633 (携帯) 080-1192-0603

HP <https://nekonomikatanw.org/>

Blog <http://ameblo.jp/nekonomikata>

E-mail contact@nekonomikatanw.org

携帯 mail t.080-1192-0603@docomo.ne.jp

代表理事 戸口 知子

